

雲仙市農業委員会だより

耕作放棄地を利用した放牧が増えています！



吾妻町の平林成美さん

平林さんは平成20年度の雲仙市耕作放棄地解消対策事業を活用して電気牧柵等を導入され、2ヘクタールの水田を2つのブロックに分け、5頭の繁殖和牛を放牧されています。

「イタリアン」や「えん麦」、「ソルガム」等の種を播いて、餌としています。牧草がない冬場は乾草を与えています。

【放牧のメリットとは】

- ①餌やり、糞出し等の作業が軽減できる。
- ②足腰が鍛えられ、ストレスが少なく、健康な状態に保つことができる。
- ③難産が少なくなる 等



《雲仙市耕作放棄地対策事業のお問い合わせ》

※雲仙市農林水産課 TEL:0957-38-3111

おしらせ

農業委員会農地部会の開催は毎月初旬です

◎農地の売買・貸借・転用申請などの受付締め切りは、毎月14日です。(14日が土・日・祝日のときは、翌開庁日となります。)

◎農地に関することは地元農業委員または農業委員会へお尋ねください。

農地の貸借契約は

農業委員会を通して行いましょう！

法律に基づく手続きをしていない農地の貸し借りは、公に効力がなく、権利や義務を主張できないことがあります。

思わぬトラブルに巻き込まれることもありえますので、農地の貸し借りは、必ず農業委員会を通して行いましょう。

農業施策に関する建議活動報告

平成26年12月9日、雲仙市農業委員会は雲仙市に対し、平成27年度雲仙市農業施策に関する建議を行いました。



松尾会長から金澤市長へ



建議風景

【建議項目と雲仙市の回答】

1. 担い手対策について

① 農地中間管理事業の積極的な利用に基づき担い手への農地集積について
今後、貿易の自由化が進むとなれば、規模拡大等による更なるコスト削減が必要となりますが、担い手農家の規模拡大にあたっては、国が進める農地中間管理事業の有効活用による農地集積を推進していただきたい。

【回答】

農地中間管理事業の取り組みといたしましては、昨年5月に専任の嘱託職員1名を雇用し、土地改良区や認定農家への説明会等周知活動を行い、事業の申請等を行ってまいりました。今後とも、土地改良区や認定農家への説明会等を通じて担い手への集積を推進してまいりたいと考えております。

② 認定農業者の要件緩和について

国の事業等を有効に活用し地域農業を守っていくには、認定農業者のさらなる確保が必要となっておりますが、認定にあたっては「年齢の引き上げ」や「基準所得の引き下げ」等、認定要件の緩和を行っていただきたい。

【回答】

年齢につきましては、「認定申請時の年齢は概ね65歳まで」という現行の基準を維持し、仮に申請時に65歳を超えていたとしても、認定審査会で十分審議の上、達成可能のようであれば新規認定も行うよう進めてまいります。

また、「1経営体当たり5年後の目標所得400万円」という基準につきましては、認定農業者が地域農業のリーダーとして活躍が期待される方であるため、誰もが認定される基準に引き下げることが不適当であると考え、現在の基準を維持することとさせていただきます。

③ 兼業農家に対する支援強化について

近年、国の施策が認定農業者や集落営農等への支援に移行しているため、市におかれましては地域を守る上で重要な役割を担う兼業農家に対しても、市単独事業等を通じて各種支援を強化していただきたい。

【回答】

国の施策としては、認定農業者及び担い手への支援に移行している状況ではありますが、本市の単独事業である「キラリと光る雲仙産地支援事業」につきましては、実施要件を「認定農業者」に限定した事業もありませんが、大部分につきましては、兼業農家でも事業実施できるメニューを既に多く用意しているところであります。

特に平成24年度から取り組んでいる農業機械レンタル推進事業につきましては、利用者数が平成24年度約300名、平成25年度約400名の実績で、その中には、兼業農家も含んでいるところであり、農業機械の購入ではなく「レンタル」することにより、投資を抑え、離農、耕作放棄

棄地の増加に歯止めをかけているところであります。

④ 地域の担い手としての集落営農の推進について

基盤整備が完了した水田地帯等においては、農業機械の共同利用等を通じて集落営農を推進するとともに、中山間地等の条件不利地においては、中山間地域等直接支払制度等の積極的な活用を通じた「集落営農」の推進を行っていただきたい。

【回答】

現在、集落営農は8組織が活動されているところでありますが、今後、農家の高齢化に伴い特に中山間地域での離農が進んでいくことが予想されているため、平成27年度から始まる中山間地域等直接支払制度の第4期対策と併せ、今まで以上に集落営農の推進に努めてまいりたいと考えます。

2. 耕作放棄地対策について

① 下限面積の緩和について

農業経営基盤強化促進法に基づき、耕作放棄地に限定した新たな下限面積の緩和措置を講じていただきたい。

【回答】

農地法第3条に基づき農地を耕作する目的で権利取得などをする場合には、その取得後の経営面積が下限面積以上（雲仙市30～50a）でなければ取得などができません。

一方農業経営基盤強化促進法による利用権設定については、下限面積の適用はありませんが、農地法の下限面積を準用されている状況です。

今後、農業経営基盤強化促進法による新たな下限面積の設定に向けて農業委員会と協議を行ってまいります。

② 基盤整備の推進について

雲仙市におかれましても、今後さらに基盤整備を推進されるとともに、平成31年度以降の新規採択地区においても分担金の特例を廃止することなく、現行の負担率を維持していただきたい。

【回答】

基盤整備事業に係る受益者負担の割合は、雲仙市土地改良事業分担金徴収条例によって、事業費から国及び県の負担割合を控除した金額の50%と規定されており、国、県を合わせた負担割合が80%である県営農地整備事業では、事業費の10%が受益者の負担割合となるところでありますが、市では農業生産基盤の整備を推進する立場から、県営農地整備事業について、平成30年度までに新規採択を受けた地区に限り、受益者の負担割合を5%とする特例措置を実施しているところであります。

県営農地整備事業においては、現在4地区で平成30年度までの新規採択を目標に推進を行っているところですが、平成31年度以降の新規採択地区についても、負担割合の特例を適用するか否かの判断は、その時点での雲仙市における農業生産基盤の整備状況、及び負担金に係る市の財政状況等を総合的に検討して行う必要があります。

農地の転用は許可が必要です！！

- ◎「自分の農地だから許可申請や届出などしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用してもよいのではないか」と思っている方はいませんか。
- ◎優良農地を守り、農地の効率的な利用を図るために、「農地法」という法律があります。
- ◎農地を売ったり、貸したり、転用したりするには、「農地法」に基づく許可が必要です。

無断転用は農地法違反です！！

4条申請

自分名義の農地を転用するとき

農地の転用には主に次に掲げるものがあります。

- ◎農地に、住宅、店舗、農業用施設などを建てる時。
- ◎農地を駐車場、資材置場、太陽光発電施設、私道などとして使用するとき。
- ◎農地を工事現場事務所、資材置場・残土処理場として一時的に使用するとき。

5条申請

他人名義の農地を買って、あるいは借りて転用するとき

農地区分により許可基準が異なりますので、詳しくは「農業委員会」へご相談ください。

- ◎受付期間…毎月8～14日が標準受付期間です。締切日が土・日・祝日にあたる場合は、翌開庁日となります。

※申請前に農林水産課において農業振興地域の農用地区域外の農地であるか確認が必要です。農用地区域内の場合は、事前に農林水産課で除外手続きをしなければなりません。詳しくは、「農林水産課」まで。

雲仙市賃貸料情報

平成26年1月から12月までに締結された賃貸借における賃貸料水準（10a当り）は、以下のとおりとなっておりますので、農地の賃貸借契約をする際の目安として参考にしてください。（単位：円）

締結された地域名	田（水稻）の部			畑（普通畑）の部		
	平均額	最高額	最低額	平均額	最高額	最低額
国見町全域	11,533	21,529	4,743	8,777	17,924	3,861
瑞穂町全域	13,317	21,794	5,853	10,558	15,999	5,643
吾妻町全域	15,764	23,636	7,752	10,183	12,980	5,233
愛野町全域	11,874	19,777	3,845	14,718	23,885	5,260
千々石町全域	16,302	26,026	7,000	14,492	19,939	7,000
小浜町全域	11,089	12,440	9,040	13,296	20,661	6,068
南串山町全域	21,395	31,797	11,745	16,583	27,401	10,160
雲仙市	14,468	31,797	3,845	12,658	27,401	3,861

平成22年度

雲仙市耕作放棄地対策事業実施事例

オリーブの導入(吾妻町: 峯吉彦さん)



峯さんは雲仙市オリーブ協議会の会長を務めておられます。

写真の圃場は、面積16アールで、50本のオリーブを作付けしています。

会員の作付け面積も徐々に増えており、将来は「搾り機」の導入も予定されているそうです。

雲仙市オリーブ協議会としては、作付け拡大に向けて会員を募集中です。

※オリーブ協議会のことをもっと知りたい方は、ホームページを検索

雲仙市オリーブ協議会

【補助の要件】

事業主体：2戸以上の農業者で事業を実施する団体

対象農地：農業委員会の耕作放棄地台帳に記載されている農地

対象経費：耕作放棄地再生に要する諸資材費

(苗代・種子代・肥料代・マルチビニール代等)

補助率：経費の1/2以内(補助金限度額50万円以内)

《雲仙市耕作放棄地対策事業のお問い合わせ》

※雲仙市農林水産課 TEL:0957-38-3111

耕作放棄地解消候補作物

ツバキの作付け者(瑞穂町 吉本さん)



吉本さん(左)と榊舞椿: 中山部長

吉本さんのツバキ栽培は、「榊舞椿」の新聞折込チラシを見たのがきっかけです。

約500本の苗を植えて3年目になりますが、5年目くらいから実の集荷がはじまるそうです。

実は「榊舞椿」が買い取って、ツバキ油を絞ったのち、化粧品や食用に利用されます。

ツバキ油の利用が多く、油の生産が追いつかない状況であるため、今後さらなる作付け拡大が必要です。

《ツバキの苗木に関するお問い合わせ》※株式会社 舞椿 TEL:0957-77-4800

耕作放棄地解消基盤整備事業

瑞穂：鬼木地区

施工前



施工後



〈耕作放棄地解消：基盤整備事業のお問い合わせ〉

※雲仙市農林水産課・農漁村整備課 TEL:38-3111

雲仙市農地保全事業

(農道)

小浜：赤峯地区

施工前



施工後



【事業の要件】

対象施設：農道の新設・拡幅改良・舗装
補助要件：受益農家3戸以上、幅員1.2m以上
補助率：幅員2.0m以上→10/10以内
幅員1.2m～2.0m未滿→5/10以内

〈農地保全事業のお問い合わせ〉

※雲仙市農漁村整備課 TEL:38-3111

農業者年金

今から始めて、老後をしっかりと安心サポート!

(加入要件)

- ①年間60日以上農業に従事する人
- ②国民年金の第一号被保険者
- ③60歳未満の人

(特徴)

- ・ 少子高齢化時代に強い積立方式の年金
- ・ 保険料の額は自由に選択(月額2万~6万7千円まで)
- ・ 終身年金。80歳前に亡くなられた場合でも80歳までの保証あり。
- ・ 保険料の全額社会保険料控除など税制面の優遇あり。

※認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方には、月額最高1万円の国庫補助があります。

〈お問い合わせ〉

※雲仙市農業委員会及び島原雲仙農協各支店まで

※年金のことをもっと知りたい方は、ホームページを検索

農業者年金基金

検索



農業者年金加入者・受給者の声



今回ご紹介するのは、南串山町でレタスやバレイショを生産されている本田さん親子です。父の健作さんは、雲仙市農業者年金受給者協議会の会長として年金の加入推進にがんばっておられます。農業者年金のメリットを知らない農家が多いため、今後さらなる周知が必要とのことでした。

息子の健吾さんは保険料の国庫支援を利用され20年が経過したため、現在は通常の保険料ですが、奥さんは国庫支援が継続中です。

農業者年金は保険料とその運用益の積立方式であるため、安心して保険料を納めることができるということでした。

南串山町の本田健作・健吾さん親子

農地中間管理事業をご活用ください

農地中間管理事業とは、農地を貸したい農家から農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手への農地の集積・集約化を進めるための事業で、農地の中間的受け皿として長崎県農業振興公社の中に農地中間管理機構が設立されました。

【出し手】

- ◎農業を引退したい
- ◎貸したいが受け手が見つからない
- ◎一定期間、大切な農地を貸したい

【受け手】

- ◎経営規模を拡大したい
- ◎分散した農地をまとめたい
- ◎新規に農業を始めたい



【農地中間管理機構】

- ◎「出し手」と「受け手」の希望がマッチングしたもののから、契約手続きを行っていきます。
- ◎「受け手」がまとまった農地で営農ができるようにします。

地域に対する支援	「出し手」に対する支援	
	地域集積協力金	経営転換協力金
【対象・要件】 地域内の全農地の2割以上が機構に貸し付けられること 平成 26～27 年度 【単価】(10aあたり) 2割超5割以下: 2万円 5割超8割以下: 2.8万円 8割超 : 3.6万円 平成 28 年度以降 減額	【対象・要件】 経営転換・リタイアする農業者など、全農地を10年以上機構に貸付け、機構から受け手に貸し付けられること 【単価】(1戸あたり) 0.5ha以下 : 30万円 0.5ha超 2.0ha以下: 50万円 2.0ha超 : 70万円	【対象・要件】 機構の借受農地等に隣接する農地を機構に貸し付けた所有者等 【単価】(10aあたり) 平成 26～27 年度 : 2万円 平成 28～29 年度 : 1万円 平成 30 年度 : 5千円

〈農地中間管理事業のお問い合わせ〉

- ※雲仙市農林水産課、雲仙市農業委員会 TEL0957-38-3111
- ※長崎県農業振興公社 TEL: 095-894-3848

雲仙市で農業を始めてみませんか

就農の過程と 支援制度

- ステップ1** 就農相談 どのような農業を行うのか相談しながら計画を立てます。
- ステップ2** 技術習得 農業を始めるには、技術習得が必須です。研修を受けましょう。
※研修制度：新規就農支援事業、青年就農給付金（準備型）などが活用できる場合があります。
- ステップ3** 就農準備 就農先・農地の相談をします。
- ステップ4** 就 農 機械・施設の導入をします。
※補助事業・制度資金が活用できる場合があります。
- ステップ5** 経営初期 経営の安定に向けた支援が受けられます。
※青年就農給付金経営開始型が活用できる場合があります。
農業関係の組織に加入し、積極的に研修会などに参加し、仲間作りと情報交換を行いましょう。

【相談窓口】 雲仙市農林水産課、雲仙市農業委員会（0957-38-3111）
島原振興局雲仙地域普及課（0957-63-0462）

〈農業委員紹介〉

平成26年度に農業委員の交代があり、横田晴喜委員（農協推薦）、林田勲委員（共済組合推薦）が選任されました。



横田晴喜委員



林田 勲委員

なお、退任されました萩本明仁委員、佐々木俊幸委員におかれましては、農業委員会活動にご尽力いただきありがとうございました。

全国農業新聞

発行日：毎週金曜日
購読料：月額 700 円
申込み：雲仙市農業委員会へ

全国農業新聞を読んでみませんか！

- ◎農業・農政の動きをわかりやすく解説！
- ◎先進技術・新製品・新品種をいち早く紹介！
- ◎暮らしと経営に役立つ情報がいっぱい！